

未熟児養育医療申請手続きの御案内

未熟児養育医療給付制度とは

体重 2,000 グラム以下、または身体の機能が未発達なまま出生したため、指定養育医療機関に入院して養育を受ける必要があると認められた児童に健康保険適用の医療（食事療養費標準負担額を含む）の自己負担分について給付を行うものです。なお、健康保険適用外の医療、差額ベッド代やおむつ代等の実費は対象になりません。

1 対象となる方

対象となる方は川崎市内在住の未熟児（出生から 1 歳の誕生日の前々日まで）で、次の①または②の症状にあてはまり、指定養育医療機関に入院し養育を受ける場合に未熟児養育医療給付制度から医療費の助成を受けることができます。

- ① 出生時に体重が 2000 グラム以下であること。
- ② 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状を示すもの。
 - (1) 一般的状態……………運動不安、痙攣がある。又は運動が異常に少ない。
 - (2) 体温……………体温が摂氏 34 度以下である。
 - (3) 呼吸器・循環器……強度のチアノーゼが持続している。又はチアノーゼ発作を繰り返す。呼吸数が毎分 50 を超えて増加傾向にある。又は毎分 30 以下である。出血傾向が強い。
 - (4) 消化器系……………生後 24 時間以上排便がない。生後 48 時間以上おう吐が継続している。血性吐物、血性便がある。
 - (5) 黄疸……………生後数時間以内に出現する。又は異常に強い黄疸がある。

なお、①、②のほか、低血糖で入院が必要な場合も対象となる場合があります。

2 申請に必要な書類等

申請に必要な書類は各区地域みまもり支援センター児童家庭課での配布以外に、HP で公開しています。

提出に必要な書類等	留意点等
<input type="checkbox"/> 養育医療給付（継続・変更）申請書	・保護者（申請者）は父母どちらでも構いません。 ・マイナンバー制度に基づき、市民税の課税状況等を本市が確認するための同意書を兼ねています。
<input type="checkbox"/> 世帯調書 ※添付が必要な税関係書類等は 3を参照ください。	・「児童の属する世帯構成」欄：対象児と同居する方全員を記入します。（対象児本人の分は記入不要です） ・「世帯外扶養義務者」欄：同居していないものの、対象児を扶養している方を記入します（単身赴任中の父母等） ・「1月1日時点の住所」欄に○をつけてください。
<input type="checkbox"/> 委任状（同意書） ※必須ではありませんが 同意への御協力をお願いします。	所得等に基づき算定される徴収金は、本来であれば保護者から本市に納入いただく必要があります。この徴収金は小児医療費助成の対象となることから、 <u>委任状をもって、保護者が本来行うべき納入手続きを、省略することが可能です。</u>
<input type="checkbox"/> 養育医療意見書	入院している指定医療機関の医師が記載します。意見書の発行日から原則 1 か月以内に申請してください。
<input type="checkbox"/> 対象児の健康保険証の写し	加入手続き中の場合は後日提出してください。
<input type="checkbox"/> 小児医療費助成制度医療証の写し	加入手続き中の場合は後日提出するか、医療証の番号をお知らせください。
<input type="checkbox"/> 申請者のマイナンバーが確認できる書類 ※5を参照ください	申請者（保護者）の記載するマイナンバーに誤りがないこと、なりすましによる申請を防ぐための措置となっています。

3 徴収金額算定のための必要な税関係書類等について

対象児の診療開始日により、提出する税関係書類の年度が変わりますのでご注意ください。
 令和2年1月1日～令和2年6月30日 …… 令和元年の書類（平成31年1月1日時点の住所）
 令和2年7月1日～令和3年6月30日 …… 令和2年の書類（令和2年1月1日時点の住所）

世帯調書に記名されている一人一人について、A・B・Cいずれに該当するかを確認しています。

A. 「1月1日時点の住所」欄の市外に○を記入している方 ※提出必要

この方の分については、次の税関係書類いずれかの提出が必要です。

世帯状況	提出の必要がある書類等
生活保護受給世帯の方	生活保護受給証明書
中国残留邦人等の支援給付世帯の方	支援決定されていることを証明する本人確認書（写）
上記以外の方	課税（非課税）証明書

なお、海外勤務等やむを得ない理由により、税関係書類の提出ができない方については、平成31年1月～令和元年12月の年収を証明する、勤務先発行の給与明細または給与証明をご提出ください。

B. 「1月1日時点の住所」欄の市内に○を記入している方 原則、提出不要

Bに該当し、かつ申請書で、マイナンバーを活用して市民税情報等を照会することに同意いただいている場合は、税関係書類の提出は不要です。

申請書で同意していても、「1月1日時点の住所」欄の市外に○がついている方の分は、Aに該当するため、税関係書類を提出する必要があります。また、マイナンバーを活用して市民税情報等を照会することに同意いただけない場合も、Aと同じく、税関係書類いずれかの提出が必要となります。

C. 「1月1日時点の住所」欄に○がついていない ※提出必要

この方の分についても、Aと同じく、税関係書類いずれかの提出が必要です

4 徴収金（自己負担金）について

未熟児養育医療制度では加入する健康保険が8割を負担し、自己負担分に相当する2割を川崎市から給付しますので医療機関窓口での支払は生じませんが、対象児の保護者は所得等に応じた徴収金（下図のCに相当する部分）を川崎市に納入することになります。

但し、この徴収金相当分については小児医療費助成制度の対象にもなり、小児医療費助成制度では、0歳の児童は自己負担額が一律0円のため、同意書（委任状）の提出により実際に納入する必要はありません。

同意書（委任状）の提出がない場合は、徴収金相当分を一旦、川崎市に納入し、同額を小児医療費助成制度から払い戻すこととなりますので、同意書（委任状）の提出に御協力をお願いします。

なお、徴収金の算定に際しては、寄付金、住宅借入金、外国税額、配当所得等の控除は適用がないものとします。

【未熟児養育医療の負担割合のイメージ】

A 加入する健康保険負担分 8割	B 未熟児養育医療負担分 2割
	C Bのうち徴収金相当分

5 マイナンバー制度開始に伴う申請者の本人（身元）確認について

申請者（保護者）の記載するマイナンバーに誤りがないこと、また、なりすましによる申請を防ぐことを目的とする措置となっています。マイナンバーの記載がない場合でも申請はできますが、記載がない場合は、3の市民税の課税状況の確認できる書類等を別途提出していただく場合や、他都市に対する受給状況の照会などができなくなる場合があります。

令和2年度に郵送で申請を行う場合は、下記（ア）と（イ）の写しを申請書類に同封ください。

◎申請者のマイナンバー及び本人（身元）確認ができる書類

（ア）マイナンバー番号確認書類

個人番号カード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれか1つ。

（イ）本人（身元）確認書類

個人番号カード、運転免許証、身体障害者手帳、パスポートなど、公的機関が発行する顔写真有の証明書のいずれか一つ。又は、国民年金手帳、戸籍謄本、健康保険証、児童扶養手当証書などの証明書のうちいずれか2つ。

6 手続きの流れ

- ① 必要な書類を揃えて、対象児がお住まいの区の地域みまもり支援センター児童家庭課に申請します。申請者は対象児の保護者（父母どちらか）となります。
また、代理の方による申請の場合は、保護者からの委任状及び保護者の認印が必要です。
受付時間は平日8時30分から12時まで、13時から17時までです。御持参が難しい場合は児童家庭課まで御相談ください。
- ② 児童家庭課にて受理し、審査のうえ、認定となった方へ養育医療券を送付します。通常は受理後1～2週間で送付しますが、書類不備の場合は遅延や送付できない場合もあります。なお、認定とならなかった方へも、その旨通知をいたします。
- ③ 入院している医療機関へ、養育医療券を提出してください。

7 継続・変更申請

養育医療券の有効期間を超えて入院が必要な場合や転院して養育医療を受ける場合は、有効期間内に、養育医療給付（継続・変更）申請書及び新たな養育医療意見書を提出していただく必要があります。転院の場合は転院先の医療機関の医師が養育医療意見書を作成することになります。

8 その他、届出等が必要な場合

次の場合、届出等が必要となります。対象児がお住まいの区の地域みまもり支援センター児童家庭課に届出等をしてください。但し、川崎市内で他区へ転居する場合は転居前、転居後どちらの区でも届出が可能です。届出等に必要な様式は各区地域みまもり支援センター児童家庭課で配布しています。

内 容	届出書等の様式
・当該未熟児の死亡 ・養育医療給付の中止 ・当該未熟児の転居 ・当該未熟児が加入する健康保険の変更	変更届
・医療券の紛失・破損	養育医療券再交付申請書

9 書類提出・問合せ先

名 称	電 話 番 号	名 称	電 話 番 号
川崎区地域みまもり支援センター 児童家庭課	044-201-3219	宮前区地域みまもり支援センター 児童家庭課	044-856-3258
幸区地域みまもり支援センター 児童家庭課	044-556-6688	多摩区地域みまもり支援センター 児童家庭課	044-935-3297
中原区地域みまもり支援センター 児童家庭課	044-744-3263	麻生区地域みまもり支援センター 児童家庭課	044-965-5158
高津区地域みまもり支援センター 児童家庭課	044-861-3250		

参考 令和2年7月1日～適用 徴収金額表

※同意書（委任状）の提出により実際に納入する必要はありません。

税額等による世帯階層区分		基本額（月額）	加算額（月額）
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600円	260円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの特課税世帯	5,400円	540円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の年額が次の額である世帯	15,000円以下	7,900円
D2		15,001円から 21,000円まで	10,800円 1,080円
D3		21,001円から 51,000円まで	16,200円 1,620円
D4		51,001円から 87,000円まで	22,400円 2,240円
D5		87,001円から 171,300円まで	34,800円 3,480円
D6		171,301円から 252,100円まで	49,400円 4,940円
D7		252,101円から 342,100円まで	65,000円 6,500円
D8		342,101円から 450,100円まで	82,400円 8,240円
D9		450,101円から 579,000円まで	102,000円 10,200円
D10		579,001円から 700,900円まで	123,400円 12,340円
D11		700,901円から 849,000円まで	147,000円 14,700円
D12		849,001円から 1,041,000円まで	172,500円 17,250円
D13		1,041,001円から 1,222,500円まで	199,900円 19,990円
D14		1,222,501円から 1,423,500円まで	229,400円 22,940円
D15		1,423,501円以上	全額 全額の10%に相当する額。ただし、26,300円に満たない場合は26,300円とする。

備考

1 この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、D1～D15階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得

た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表における階層区分は、措置を受けた乳児及びその乳児の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した市町村民税の所得割の額によるものとする。

3 当該年度分の市町村民税が確定していない場合の取扱いについては、これが確定するまでの期間は、前年度分の市町村民税によるものとする。

4 徴収金は、措置を受けた乳児及びその扶養義務者の属する世帯の階層区分に応じて、基本額（月額）の欄に定める額とする。

5 同一月に同一世帯の 2 人以上の乳児が措置を受けた場合には、4 により算定した額（月の途中で措置が開始され、又は終了したときは、4 及び 7 により算定した額）が最も高額となる乳児以外の乳児に係る徴収金は、この表の加算額（月額）の欄に定める額とする。

6 養育医療の給付の措置のほか、児童福祉法による療育の給付を受けている児童が同一世帯に属している場合は、いずれかの措置に係る徴収金が最も高額となる児童以外の乳児に係る徴収金は、この表の加算額（月額）の欄に定める額とする。

7 月の途中で措置が開始され、又は終了した場合の当該月の分の徴収金は、次の算式により算定した額とする。

4 から 6 までにより算定した額 ×（当該月の入院の実日数 / 当該月の実日数）

8 4 から 7 までにより算定した額が、措置に要する費用を超えるときは、当該費用を徴収金とする。

9 4 から 7 までにより算定した徴収金の額に 10 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

10 この表の D15 階層における「全額」とは、当該児童の措置に要した費用の額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の規定により保険者等が負担すべき費用の額（高額療養費の支給が行われた場合は、これが行われなかったものとして算出した額）を控除した額の月額をいう。

11 次の各号のいずれかに該当する者については、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、その者の前年（1 月から 6 月までに養育医療の給付を受けた場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）の所得の額（同項第 13 号に規定する額をいう。以下同じ。）が同法第 295 条第 1 項第 2 号の規定に該当するときは、当該市町村民税が課されないものとして取り扱う。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族（地方税法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）その他その者と生計を一にする子（前年の所得の額が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 86 条第 1 項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者（地方税法第 292 条第 1 項第 7 号に規定する同一生計配偶者をいう。）又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）をいう。）を有するもの

(2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得の額が基礎控除額以下である子をいう。）を有し、かつ、前年の所得の額が 500 万円以下であるもの

12 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税が課されないものとなる者以外の者に係るこの表における世帯の階層区分は、前項第 1 号に掲げる者を地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イに規定する寡婦と、前項第 2 号に掲げる者を同条第 1 項第 12 号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額によるものとして取り扱う。